

50	10	PFI方式について	PFI方式で選定した事業者により、学校が運営されることになった場合、放課後活動が有料化されてしまうのでしょうか。	現在市で考えているPFI方式の業務範囲には「学童保育クラブ」及び「まちとも」は含まれないので、この2業務についてはPFI事業とは別に検討することになります。学童保育クラブは現在も育成料をいただいているのですが、まちともは無料で参加することができます。まちともについて、現時点では今後も有料化の予定はありません。	新たな学校づくり推進課	・	・							2024/3/31
51	10	PFI方式について	なぜ学校をPFI方式で建設するのでしょうか。	新たな学校の施設整備やその後の運営をPFI方式で行うことにより、運営や維持管理を行うことを見据えた効率よい設計や、質の高い公共サービスの提供、建設の工期短縮、事業コストの削減などが期待できます。一方、PFI方式のデメリットとなる、契約期間が長期になることにより発生する様々なリスクについても、契約時点で市と事業者のリスク分担を予め定めることで、契約期間中に発生するリスクがどちらの負担になるか明確になります。	新たな学校づくり推進課	・	・							2024/3/31
52	10	PFI方式について	PFI方式の事業者との契約が終った後、どのように維持管理していくのでしょうか。	現在市で考えているPFI方式では、事業が終了する前に、市が求める性能を学校が維持しているかどうかを確認したうえで、市に引き継ぐこととしています。また、民間事業者に学校施設竣工後80年までの長期修繕計画の策定を求めています。PFI事業の契約終了後の維持管理は、この長期修繕計画に基づいて実施することになりますが、民間事業者との契約方法などについては別途検討します。	新たな学校づくり推進課	・	・							2024/3/31
53	10	PFI方式について	PFI方式の場合、児童や利用者が施設を壊した場合、修繕費用はだれの負担で行います。	現在市で考えているPFI方式では、施設の修繕はまずPFI事業者が行います。そのうえで、もし壊された理由が児童や利用者にあることがわかった場合、その方に修繕に要した費用の弁償を求める可能性があります。	新たな学校づくり推進課	・	・							2024/3/31
54	11	学校施設の利用について	鶴川第二小の体育館で土日にスポーツをしていますが、2029年度までは通常通り使用できますか。	2029年度の鶴川東地区の統合までは、鶴川第二小の校舎をそのままの状態で使用いたしますので、体育館も引き続き開放いたします。	スポーツ振興課	・								2024/3/31
55	12	防災機能について	鶴川第二小学校建設時の避難場所はどうなりますか。	工事期間中は、鶴川第二小学校は避難施設として利用できないため、自主防災組織の方々と調整のうえ、周辺の小中学校等にて代替となる避難施設を確保します。具体的には、地震災害時は鶴川第三小・鶴川第二中、風水害時は鶴川第三小・大蔵小・鶴川市民センターになります。	防災課	・								2025/11/30
56	13	学童保育クラブについて	学校統合の対象となる小学校の学童保育クラブを利用しています。学校統合時に学童保育クラブも統合されますか。	学童保育クラブも、学校統合に伴い統合します。学校統合時に学童保育クラブも統合されます。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2024/3/31
57	13	学童保育クラブについて	新しく学校を建設するときは、学童保育クラブはこれまで同時に単独の施設として残りますか、それとも学校施設内の同じ建物に入ることになりますか。	学童保育クラブについて、基本的に学校施設内の同じ建物に入ることになります。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2024/3/31
58	13	学童保育クラブについて	学校統合時に、希望する児童全員が入会することはできますか。	入会できる児童については、以下の要件を満たす1～3年の児童及び障がいのある児童は全員が入会できる制度を継続します。 1.市が定めた翌年4月入会の申請受付期間内に申請を受けた場合 2.申請に必要な書類を全てにおいて記載し不備がない場合 また、4～6年生については、各施設の定員の範囲内に入会できます。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2024/3/31
59	13	学童保育クラブについて	学校統合の対象となる小学校の学童保育クラブを利用しています。統合後も、現在利用している子どもたちは通うことができますか。	統合後の学童保育クラブについては、現在利用している児童はもちろんのこと、今後の児童数や過去の入会率の推移などから必要なスペースを模算し、整備するため、現在利用している児童は入会いただけます。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2024/3/31
60	13	学童保育クラブについて	学童保育クラブの迎えに車を利用しても良いでしょうか。	統合後は学校内の駐車スペースの共同利用により車での送迎も可能となるよう、教育委員会と協議を進めています。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2024/3/31
61	13	学童保育クラブについて	学校までの距離が遠くなると、学童保育に保護者がお迎えに行くための時間も長くなります。学童の閉所時間について配慮してもらいますか。	学童保育クラブの閉所時間については、引き続き19時とさせていただきます。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2024/3/31
62	13	学童保育クラブについて	学童の運営主体はどのように決まるのでしょうか。	中央学童保育クラブ(町田第一小学校区を除く39ヶ所の学童クラブにおいて指定管理者制度による管理をしています。今後、学童保育クラブの運営事業者は、中央学童保育クラブを除き、市町市指定管理者制度が導入にに基づき、決定します。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2025/11/30
63	13	学童保育クラブについて	現在、指定管理者Aと指定管理者Bが別々に運営する学童保育クラブを統合する場合、現運営事業者のどちらが統合後の運営事業者はになりますか。それとも、新たな運営事業者になりますか。	統合後の学童保育クラブの運営事業者は、新たに決定することになります。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2024/3/31
64	13	学童保育クラブについて	学校統合に学童保育クラブが統合するのであれば、統合元のスタッフは、統合先に残りして残ってはれますか。	町田市内の学童保育クラブは、中央学童保育クラブ(町田第一小学校区を除く39ヶ所の学童クラブにおいて、指定管理者制度により民間事業者が運営をおこなっているため、運営事業者が変わる場合があります。そのため、運営スタッフも変わる場合があります。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2025/11/30
65	13	学童保育クラブについて	学童保育クラブが統合すると、スタッフやクラブでの過ごしが変わってしまいます。子どもが馴染めるか心配です。	学童保育クラブの統合に関わらず、指定管理期間の満了に伴い、新たな運営事業者を決定することとなるため、スタッフやクラブでの過ごしは変わる可能性があります。そのため、環境変化に伴う児童への影響を最小限にし、クラブの職員が児童や保護者に適切な支援を行なうことができるよう、毎年2回の研修を実施し、保育の質の維持・向上に努めています。また、事業者が変わると事業者間の引き継ぎ期間をこれまでの14日から最大90日間に拡大することにより、環境変化に伴う児童への影響を最小限にできるように努めています。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2024/3/31
66	13	学童保育クラブについて	学童保育クラブは十分な広さを確保してほしいです。	町田市では、学童保育クラブの育成スペースについて、国や市の条例で定めている利用者一人につきおおむね1.65平方メートル以上の基準に則り、整備しています。今後も、この基準に則り、適切なスペースの確保をしていきます。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2024/3/31
67	13	学童保育クラブについて	学童保育クラブの統合に伴い、学童保育クラブの職員数は増えますか。	町田市では、国や市の条例で定めている児童おおむね40名につき支援員を2名を配置するという基準に則り、学童保育クラブの職員を配置しています。そのため、学童保育クラブの統合により、入る児童数が増加した場合は、基本準に則り、支援員も増加することになります。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2024/3/31
68	13	学童保育クラブについて	夏休み期間などに学童保育クラブで昼食提供をほしいです。	町田市では、新たな学校づくりを契機とし、夏休み期間などに学童保育クラブを利用する際、児童に昼食を提供できるようなサービスの導入を進めています。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2024/3/31
69	13	学童保育クラブについて	鶴川第二小の学童保育クラブの建物はそのまま残るのでしょうか。	2029年度の鶴川東地区の統合までは、鶴川第二小の学童保育クラブの建物はそのまま残るため、今まで通り学童保育クラブを利用できます。	施設課 児童青少年課	・	・							2024/3/31
70	13	学童保育クラブについて	鶴川第三小を仮校舎としている時の学童保育クラブはどうなるのでしょうか。	鶴川第三小内にある学童保育クラブのスペースをそのまま使い、統合により必要となる育成スペースについては校舎内の教室をタイムシェアで利用します。	施設課 児童青少年課	・	・							2024/3/31
71	14	放課後子ども教室「まちとも」について	放課後子ども教室「まちとも」の制度について教えてください。	放課後子ども教室「まちとも」は、放課後での学校や家庭などを活動場所として、子ども達が学校や家庭でのまち参加ができる子どもの居場所です。「まちとも」は、地域の関係者を主体としたまちの運営協議会が実施しており、地域ボランティアの見守りのもと、外遊びや室内遊び、宿題などを行なうことができます。学童保育クラブに通う児童も「まちとも」を利用することができます。ただし、「まちとも」は学童保育クラブと異なり、お子様をお預かりする事業ではありません。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2025/11/30
72	14	放課後子ども教室「まちとも」について	放課後子ども教室「まちとも」について	学校の統合後も「まちとも」を引き続き利用することはできますか。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2024/3/31
73	14	放課後子ども教室「まちとも」について	統合に伴い、「まちとも」の利用者数が増えることが見込まれるが、何か対策は検討していますか。	「まちとも」を利用したい希望者全員が利用できるよう、活動に必要なスペースを確保します。まちともの利用入数が増えたとしても從前同様参加することができます。現状がご利用者の見込み入数を計算し、十分な活動スペースを確保できるよう調整します。万が一雨天時に校庭が使えず屋内スペースが狭隘化するような場合は、活動スペースを臨時に確保する等の調整を行います。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2024/3/31
74	14	放課後子ども教室「まちとも」について	新しい学校における「まちとも」の活動場所の確保はどのように行いますか。	新しくできる学校の校地内で「まちとも」は行います。 授業時間にパブリティケイズ、タイムシェア利用が可能な教室を確定させ、その後補の中央からまちの活動スペースを確保していきます。 また、「まちとも」の準備室としてC.5教室分を自室に確保を目指します。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2025/11/30
75	14	放課後子ども教室「まちとも」について	統合する学校では、まちとの運営協議会も統合するのでしょうか。	1つの学校につき、1つの運営協議会がまちともを実施します。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2025/11/30
76	14	放課後子ども教室「まちとも」について	子どもが、「まちとも」を利用した場合に保護者に通知が行くような仕組みにはなりませんか。	「まちとも」は、学童保育クラブと異なり、お子様をお預かりする事業ではありません。そのため、まちともでは帰宅時間の管理はできませんので、参加にあたっては保護者とお子様で帰宅時間を事前に決めて、約束の時間に帰宅するようお願いします。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2025/11/30
77	14	放課後子ども教室「まちとも」について	鶴川第二小が鶴川第三小を仮校舎としている間、「まちとも」は変わらず実施されるのでしょうか。	校舎が変わってしまうまちともは引き続き実施します。地域の関係者を主体とした「まちとも」の運営協議会が運営しているため、環境が変わっても変わらず実施できるようサポートしています。	児童青少年課	・	・	・	・	・	・			2025/11/30

78	14	放課後子ども教室「まちとも」について	鶴川第三小の和室を転用するですが、まちともで使っています。教数は足りますか。	放校舎に移動している期間も「まちとも」の活動は放校舎を利用して��くことになると考えています。	施設課 児童青少年課			●	●								2024/3/31	
79	15	特別支援学級・通級指導・特別支援教室（サポートルーム）について	鶴川地区は2029年度に特別支援学級の児童も統合になります。教数は足りますか。	2029年度に特別支援学級の児童も統合となり、通学先が鶴川第二小から鶴川第三小の位置の放校舎になります。特別支援学級と通常の学級の児童同士の事前交流や事前の校舎体験等を含めて交流を深め、統合校同士でも情報共有し連携を図ってまいります。	教育センター			●	●								2024/3/31	
80	16	保護者組織（PTA）について	各校PTAが関わっている学校開放プールはどのようにされていますか。	夏期学校プール開放事業については、安全面への配慮や教員・保護者の負担軽減等の課題により、從来どおりに実施することが困難な状況です。そのため、2023年度以降は、市立室内プールに加え、学校温水プール（校町田第一中学校・南中学校・鶴川中学校）といった公共の屋内施設を活用し、事業を実施することで、外気温や天候に左右されずに安定的かつ、継続的に多くの子どもたちにスポーツ活動の場を提供してまいります。	生涯学習総務課 スポーツ振興課	●	●	●	●	●	●						2024/3/31	
81	17	イベントや歴史の継承について	統合した年の卒業式はどのように挙行されますか。旧学校の児童・生徒で卒業式を行いたいです。	卒業式については、原則在籍している学校で実施することになります。その後、旧学校の児童・生徒で集う機会の設定等については、当該校同士で検討し、必要に応じて設定することが考えられます。	新たな学校づくり推進課	●	●	●	●	●	●	●	●				2024/3/31	
82	18	学校跡地について	飛校となる学校跡地の活用は、どのように検討を進めますか。	学校跡地を含む市有財産は、市民の貴重な財産であるこれから、市民サービスの向上と安定的な財源確保の観点から処分・貸付などを含めた効果的な利活用を図ることが重要です。その一方で、学校は、教育活動（授業・部活動）の場としてだけでなく、災害時の避難施設など、地域のお住まいの方にとって、地域の状況に応じた地域の活動の場としても、身近な場所となっています。そういうことから、学校跡地の活用は、「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」に加えて、地域にとって必要な機能を統合新設校や周辺施設等へ引き継ぐことなどを示した「学校跡地の活用に関する基本的な考え方」※を基に検討を進めていくことになります。さらに、学校跡地活用の検討にあたっては、それぞれの学校跡地を単独で考えるだけでなく、市全体のなかで、今後の公共の需要やまちづくりの視点などを踏まながら、広く検討していきます。 ※「学校跡地の活用に関する基本的な考え方」 ○地域にとって必要な機能は、その地域における統合新設校や、周辺施設等へ引き継いでいます。 ○校舎などの建物は原則として取り壊します。 ○「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」に基づき、民間事業者等への貸付・売却なども含めた、効果的な利活用を図ります。 ■市有財産の有効活用について https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/gyouzaisei/siyuuzaisann/shiyuuzaisan_top.html	企画政策課	 町田市ホームページ 市有財産の有効活用について	●	●	●	●	●	●	●	●				2024/3/31
83	18	学校跡地について	これまでの学校統合後の学校跡地は、どのように活用されていますか。	学校跡地は、これまで様々な活用がされています。 「学校跡地のこれまでの活用事例」 ・旧忠生第五小学校用地は、市立山崎保育園用地として活用 ・旧緑ヶ丘小学校跡地は、町田消防署用地として、東京都に貸付をするとともに、緑ヶ丘グランドとして活用 ・旧本町西小学校跡地、旧本町中学校跡地は、桜美林大学東京ひなたやまキャンパス用地として、桜美林大学に貸付 等	企画政策課			●	●	●	●	●	●	●			2024/3/31	
84	19	部活動	部活動はどのように統合されますか。	両校の部活動が円滑に統合できるように、事前検討会等を実施し、決めていきます。	指導課									●	●		2024/3/31	
85	19	部活動	統合した後、どの部活動がありますか。	現段階でどの部活動が発足されるかは、決まっておりません。部活動については、両校の生徒の要望も聞きながら、どのような部活動を発足させるかを事前検討会等を実施し、決めていきます。	指導課									●	●		2024/3/31	
86	19	部活動	統合前から、部活動同士の練習や合同チームによる試合	部活動同士の練習については、練習試合や合同練習等を定期的に実施したり、部員がそろわずに、試合に出場できない種目については、合同チームを発足したり、試合に出場することも検討いたします。	指導課									●	●		2024/3/31	
87	19	部活動	通学距離が伸びるため、朝練に参加できないことが想定されるが、どのように対応がありますか。	朝練の有無は、それぞれの部活動の実施計画等で確認できます。また朝練は、1週間の内多くても2回程度と想定しています。部活動以外の教育活動によって朝練に参加できない生徒がいます。部活動は、生徒の自主的・主体的な活動であるため、参加できないことでペナルティが課されることはありません。	指導課									●	●		2024/3/31	
88	19	部活動	運動部の部活動は統合前から統合して活動して欲しいです。	頂いたご意見を参考に、部活動の統合に向けた課題を整理してまいります。	指導課										●	●		2025/11/30
89	19	部活動	部活動が残るのか無くなるのかは、大きな問題だと思いますが、どうなるのでしょうか。	教員の異動や地域移行による部活動の扱い手などを考慮し、どの部活動ができるか等を検討してまいります。	指導課									●	●		2025/11/30	
90	20	標準服	いつから新しい制服になりますか。	新たな学校の開始年度から新しい制服になります。新1年生は新しい制服を着用することになりますが、2年生、3年生については、これまで使用していた制服を使用してもよいことします。	指導課									●	●		2024/3/31	
91	20	標準服	制服のおさがりなどの活用はできますか。	制服のおさがり等の対応については、積極的に検討いたします。	指導課									●	●		2024/3/31	
92	20	標準服	制服のおさがりを使いたいです。経済的負担は困るのですが、どうなるのでしょうか。	統合校の標準服の検討にあたっては、保護者への経済的な負担を考慮し、意見交換会等のご意見を踏まえ、新たな学校づくり基本計画検討会において検討してまいります。	新たな学校づくり推進課 指導課									●	●		2025/11/30	